

アルファケア指定短期入所生活介護事業所運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社 アルファケアが設置経営する短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 1 本事業において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護サービスを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

アルファケア短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

山梨県甲府市山宮町 703 番 1 号

(職 員)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (兼任)
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名
医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 4 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- 5 看護職員 1名以上
利用者の健康チェック、保健指導ほか看護業務全般を担当する。
- 6 介護職員 15名以上
介護職員は利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 7 栄養士 1名
栄養士は、食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等を行う。
- 8 調理員 必要数
調理員は、利用者の給食業務を行う。

(利用定員)

第7条 利用定員は45名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

- 1 介護
 - 1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
 - 2) 指定短期入所生活介護事業者（以下、「事業者」という。）は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
 - 4) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - 5) 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

- 6) 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

2 食事の提供

- 1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供し、必要に応じて食事の介助を行うものとする。
- 2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

3 機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

4 健康管理

- 1) 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置をとるものとする。
- 2) 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の必要の所用のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

5 相談及び援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

6 送迎サービス

利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し事業所と居宅間の送迎サービスを実施する。

7 その他のサービスの提供

- 1) 事業者は、教養娯楽施設等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 1 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にはその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（個室）の提供を行ったことに伴い必要となる費用（滞在費含む）。2,000円／日

405号室、406号室、412号室・・・3,000円／日

2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用。

（通常の実施地域を越える地点から片道1km毎250円）（外税）

3) 1日あたりの食費・・・2,750円／日（税込）

4) 滞在費・・・・・・・・・・855円／日

5) 当日キャンセル料・・・・・・・・1380円（税込）

6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 介護報酬の1割、2割または3割負担相当分が利用者負担となりますが、その他に日常生活費として、下記の自己負担分を徴収させていただきます。

1) 理容サービス（2,700円）（外税）

2) その他（日用雑貨・リース電気製品・TV貸出・特別クリーニング代など）

（通常の送迎の実施地域）

第10条 条通常の指定短期入所生活介護利用に係る送迎の実施区域は次のとおりとする。

甲府市、甲斐市全域。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 1 利用者は、管理者や医師、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員な

どの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

（緊急時等の対応）

第12条 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条

- 1 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 消防法施行規則第 3 条に定める消防計画を策定し、消防法第 8 条に定める防火管理者を配置する。
- 3 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アルファケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 13 日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑮)
この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑮)
この規程は、平成 14 年 4 月 17 日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑮)
この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。(変更事項②・③・⑤・⑩・⑮)
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(変更事項⑥・⑩)
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。(変更事項⑩・⑮)
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。(変更事項⑩)
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。(変更事項⑤)
この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。(変更事項⑥・⑦・⑨)
この規定は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。(変更事項 第 1 条)